

平成31年1月15日施行の特定緩勾配屋根に関する改正に係る認定・認証による
確認申請の対応について

平成31年1月15日施行の特定緩勾配屋根に関する改正（平成30年国土交通省告示第80号*1。以下「改正」という。）に係る認定・認証による確認申請の対応についてとりまとめました。施行日以後に着工する建築物については、改正後の基準に基づく審査が行われるため、申請に用いる認定・認証も改正後の基準に適合したものをを用いることとなります。申請手続きにあたり、本資料をご参照いただき、ご活用くださいますようお願いいたします。

1. 特定緩勾配屋根の改正に係る認定・認証の各ケース

特定緩勾配屋根の改正に係る認定・認証の有効・無効及び申請における対応は、表1のようになります。

表1 特定緩勾配屋根の改正に係る認定・認証のケース

ケース	2018年1月15日 公布	2019年1月15日 施行	施行時の申請 における対応
A 認定・認証の内容が改正（平成30年国土交通省告示第80号）に関係しない	取得	取得 引き続き有効	基別紙2を活用※ ※多雪区域における型式では別紙2は不要
B 認定・認証の内容が改正に関係し、改正に関する審査をしていない認定・認証	取得	無効 取得 無効	施行日において無効
C 施行日以後に取得する認定・認証		取得	認定・認証日が施行日以後であることを確認
D 準備行為により、施行日に有効となる認定・認証		準備行為により取得 有効	準備行為により施行日に有効になる認定・認証であることを確認
E 改正に対応し、それぞれ認定型式の仕様等の認定内容に変更がなく、施行日まで有効なものと施行日以後有効なもので認定型式の認定番号のみが変更となる1対の認定・認証		E1 取得（改正基準に適合） 無効 E2 準備行為により取得	E1及びE2の認定・認証を取得して、施行日前に確認申請し確認済証が施行日以後になる場合は基別紙1を活用 施行日以後に確認申請する場合は、E2の認定・認証を単独で用いる※Dと同様

2. 平成 30 年 12 月 14 日付け業住宅第 135 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部の改正に伴う型式適合認定及び型式部材等製造者認証の再認定・認証番号一覧表等について」（以下「平成 30 年業住宅第 135 号本文」という）、基別紙 1、及び基別紙 2について

(1) 資料の位置付け

○当該資料は以下の位置付けで作成されたものです。

- ①特定緩勾配屋根に関する改正時の確認申請の手続きを円滑に行うことを目的として、プレハブ建築協会の責任の下で作成する。
- ②基別紙 1、基別紙 2は、それぞれの別紙の対象となる認定・認証を取得している会社が作成したものを、プレハブ建築協会できとりまとめ、網羅的な一覧表として管理する。
- ③当該資料は、プレハブ建築協会の HP で公開する。

(2) 基別紙 1について

○施行日前に、施行日まで有効な認定・認証として、特定緩勾配屋根の改正内容を取り込んだ認定・認証（E1）と、その認定型式の仕様等の認定内容が同じもので、施行日以後に有効な認定・認証（E2）を両方取得した場合に、基別紙 1を用いることができます。

○基別紙 1の表には、「施行日まで効力を有する認定・認証番号」と、それに対応し「施行日以後に効力を有する認定・認証番号（左列認定型式の仕様等の認定内容と変更がないもの）」が記載されています。

○基別紙 1の扱いについて、平成 30 年 1 月 15 日付け国住指第 3699 号*²記 3 で、示されています。

(3) 基別紙 2について

○認定・認証の内容が改正に関係しない認定・認証は、改正により無効になりません。そのため、特定緩勾配屋根の改正に関係しない事項である表 2 の①～④のいずれか 1 つ以上に該当する型式は、改正によって無効になりません。ただし、そのうち、表 2 の①～③に該当するかどうかは、認定書又は認証書だけでは分かりません。

○そのため、施行日前に有効で、施行日以後も引き続き有効な認定・認証である下表の①～④のいずれか 1 つ以上に該当する型式のうち、認定書又は認証書だけでは引き続き有効であることが分からないものとして、表 2 の①～③のいずれか 1 つ以上に該当する型式が基別紙 2に記載されています。

表 2 特定緩勾配屋根の改正に関係しない項目

項目	内容
① 構造計算	○平成 19 年国土交通省告示第 594 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」第 2 第三号を適用しない構造計算による型式。（時刻歴応答解析の認定の型式）

② 屋根版の構造	○屋根版が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である型式。
③ 屋根の形状	○屋根形状が特定緩勾配屋根部分(屋根勾配が15度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが10m以上の屋根の部分)を有さない型式。
④ 多雪区域	○多雪区域における型式

4. それぞれのケースにおける扱い

【ケース A】 認定・認証の内容が改正に関係しない場合

(1) 表 2 ①～③のいずれか 1 つ以上のみ該当する場合

- 平成 30 年業住宅第 135 号本文、及び申請に該当する基 別紙 2を確認申請時にご活用ください。
- 当該文書は当協会の責任において作成したものです。建築基準法の図書として位置づけられているものではありませんので、個別の申請において建築主事又は指定確認検査機関より、申請に用いる認定・認証の内容が表 2 の①～③のいずれか 1 つ以上に該当するものかどうかを示すように求められた場合は、型式適合認定の設計仕様の該当箇所を示す等、個別の対応をお願いします。

(2) 表 2 ④に該当する場合

- 認定書の設計仕様又は認証書の適用範囲をご確認いただくことにより、多雪区域における型式であることが確認できます。そのため、基 別紙 2への記載はありません。

【ケース B】 認定・認証の内容が改正に関係し、改正に関する審査をしていない認定・認証

- 平成 31 年 1 月 15 日において、認定・認証の内容が改正に関係し改正に関する審査をしていない認定・認証は無効になります。
- 平成 31 年 1 月 15 日以後に着工する建築物の確認申請に、当該認定・認証を用いることはできませんので、ご確認願います。

【ケース C】 施行日以後に取得する認定・認証

- 施行日以後に取得する認定・認証については、認定書又は認証書の年月日を確認することにより、施行日以後も有効であることが確認できます。

【ケース D】 準備行為により、施行日に有効となる認定・認証 (E2 も該当)

- 準備行為で取得した認定・認証は、認定書に付属する設計仕様又は認証書に、「平成 19 年国土交通告示第 594 号 (改正 平成 30 年 1 月 15 日国土交通省告示第 80 号) 附則第 2 項又は第 3 項に定める準備行為によるものであり、平成 31 年 1 月 15 日にその効力を生ずる。」旨の記載があるので、施行日以後に有効であることが確認できます。

【ケース E】改正に対応し、それぞれ認定型式の仕様等の認定内容に変更がなく、施行日まで有効なものと施行日以後有効なもので認定型式の認定番号のみが変更となる 1 対の認定・認証

- 施行日前に確認申請をして確認済みが施行日以後になる場合、平成 30 年業住宅第 135 号本文、該当する基 別紙 1、及び確認申請に用いた認定・認証に対応した「施行日以後に効力を有する認定・認証番号」の認定書又は認証書を、追加説明資料として提出することができます。
- 施行日以後に確認申請をする場合は、準備行為で取得した E2 の認定・認証を単独で用います。（【ケース D】と同じ扱いになります。）

5. 確認申請に基 別紙 1又は基 別紙 2を用いる場合

- 確認申請に基 別紙 1又は基 別紙 2を用いる場合は、個別の申請ごとに、平成 30 年業住宅第 135 号本文並びに該当する認定・認証の基 別紙 1又は基 別紙 2を用いることを原則とします。実際の取扱いについては、各申請先とご相談ください。
- 平成 30 年業住宅第 135 号本文のあて先は「建築主事様」、「指定確認検査機関様」になっています。
- 個別の確認申請手続きで、申請先のあて先を記載する必要がある場合は、別途、個別の申請先名と申請者名を記載した鑑を作成し、それに平成 30 年業住宅第 135 号本文並びに申請に該当する認定・認証の基 別紙 1又は基 別紙 2を添付してください。

* 1 : 平 30 年国土交通省告示第 80 号

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件

平成 30 年 1 月 15 日公布、平成 31 年 1 月 15 日施行

* 2 : 平成 30 年 1 月 15 日付け国住指第 3699 号

「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正について（技術的助言）」